

就労支援専門員事業等公募プロポーザル審査基準

1 審査方法

審査は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）が提出した提案書及び見積書を基に、提案内容の優劣を審査することにより、業務委託候補者を選定する。

2 審査基準

- (1) 評価は審査委員審査による評価点を基に行う。
- (2) 審査委員審査による評価点は、審査委員1人当たり50点満点、合計200点満点とする。
- (3) 「就労支援専門員事業等公募プロポーザル実施要領」2(4)に定める委託料上限額を上回った見積書を提出した参加者は、失格とする。
- (4) 審査委員会は、原則として、2(2)の評価点の最も高い提案をする事業者を最優秀企画提案事業者とする。ただし、審査の結果、評価点が200点満点中120点に満たない場合には、選定対象としない。
また、評価点の最も高い提案をする事業者が複数ある場合などは、審査委員会で協議の上、最優秀企画提案事業者を選定する。
- (5) 埼玉県は審査委員会の選定を基に、総合的に判断して、当該事業の業務委託候補者を選定する。

審査委員審査に係る評価項目及び評価の視点

評価項目（配点）	評価の視点
1 業務の実施方針・実施計画 (20点)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業目的の理解度・ 目標達成に向けた実施方針の明確性・ 実施手法の的確性・事業スケジュールの妥当性・ 提案内容の独自性
2 業務の実施体制・実施手法 (30点)	<ul style="list-style-type: none">・ 実施体制・ 自立相談支援事業等の他の事業及び関係機関との連携・ アウトリーチ（訪問活動）に関する手法・ 就労支援に関する手法・ 職業訓練・就労準備支援に関する手法・ 就労訓練促進に関する手法